



報道発表資料の配付日時 3月26日(金) 15時00分

発表項目 (行事名)	押印等の見直しについて																																															
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者																																														
		発表場所																																														
概要	<p>1 行政手続における押印等の見直し</p> <p>○ 昨年12月に取りまとめた「押印・書面規制・対面規制の見直しの考え方」に基づき、許認可等の手続及び各種報告、届出など4,195手続について令和3年4月1日時点での見直し実施状況を公表するもの 【対象手続数】4,195手続</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">見直し実施状況</th> <th rowspan="2">R3.4.2以降</th> <th colspan="2">当面、見直し不可</th> <th rowspan="2">計 (押印等を求める手続数)</th> </tr> <tr> <th>R3.4.1時点</th> <th colspan="2">R3.4.1時点</th> <th colspan="2">国権限</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>道権限</th> <th>国権限</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>押印</td> <td>2,624</td> <td>1,669</td> <td>955</td> <td>176</td> <td>424</td> <td>367</td> <td>3,224</td> </tr> <tr> <td>書面規制</td> <td>1,298</td> <td>1,099</td> <td>199</td> <td>640</td> <td>1,934</td> <td>1,776</td> <td>3,872</td> </tr> <tr> <td>対面規制</td> <td>109</td> <td>109</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>176</td> <td>32</td> <td>286</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各手続の所管課や見直し実施時期等の一覧について、下記の改革推進課ホームページに掲載しています。</p>			区分	見直し実施状況			R3.4.2以降	当面、見直し不可		計 (押印等を求める手続数)	R3.4.1時点	R3.4.1時点		国権限				道権限	国権限					押印	2,624	1,669	955	176	424	367	3,224	書面規制	1,298	1,099	199	640	1,934	1,776	3,872	対面規制	109	109	0	1	176	32	286
	区分	見直し実施状況			R3.4.2以降	当面、見直し不可			計 (押印等を求める手続数)																																							
R3.4.1時点		R3.4.1時点		国権限																																												
		道権限	国権限																																													
押印	2,624	1,669	955	176	424	367	3,224																																									
書面規制	1,298	1,099	199	640	1,934	1,776	3,872																																									
対面規制	109	109	0	1	176	32	286																																									
	<p>2 契約手続における押印等の見直し</p> <p>○ 上記の許認可等の手続などに加え、令和3年4月1日から、新たに契約手続において、事業者から提出を受ける請求書(R1:約9万4千件)等の押印を不要とし、電子メールによる提出を可能とするもの 【押印不要となる書面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約代金等に係る請求書 ・ 見積書 ・ 契約の相手方から提出を求める通知等の書面など <p>※法令の定め等により、「契約書」、「入札書」、「委任状」等は、今後も押印が必要</p>																																															
	<p>3 配付資料</p> <p>(1) 押印・書面規制・対面規制の見直しの考え方 (R2.12)</p> <p>(2) 契約手続における請求書等の押印見直しについて</p> <p>※上記資料は、道のホームページ(改革推進課、出納局)においても公表します。ご不明の点は、下記担当までお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改革推進課 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkk/index.htm ・ 出納局 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/kns/index.htm 																																															
参考																																																

報道(取材)に当たってのお願い	○ 道民の方々の利便性向上、負担軽減に資する取組であるため、広く道民への周知にご協力をお願いします。
-----------------	--

他のクラブとの関係	同時配付(場所) 同時レク
-----------	------------------

担当(連絡先)	<p>(※行政手続関係) 総務部行政局改革推進課 (担当者:佐々木)</p> <p>TEL ダイヤルイン 011-204-5002 内線 22-439</p> <p>(※契約手続関係) 出納局財務指導課 (担当者:向井)</p> <p>TEL ダイヤルイン 011-204-5613 内線 32-213</p>
---------	---

押印・書面規制・対面規制の見直しの考え方

令和2年12月
北海道

1 経過

道では、昨年度から、スマート道庁の取組により、行政手続の簡素化などに取り組む中、本年7月の総務省通知等を踏まえ、行政手続における押印・書面・対面規制の見直しを検討することとし、これまで、道民から申請を受ける許認可等の手続を対象に、全庁調査を行い、押印や書面提出を求めている根拠を整理するなど、見直しに向けた検討を進めてきたところであり、以下、見直しの考え方及び実施時期を示すものである。

2 対象手続

道民から申請を受ける知事部局の許認可等の手続（1,768件）を対象。

（行政手続法及び北海道行政手続条例に基づき審査基準等を設定・公表している手続）

3 見直しに当たっての基本的な考え方

押印等の見直しに当たっては、道民の利便性向上や負担軽減はもとより、事務処理の迅速化、効率化も念頭に、国の見直し方針を踏まえつつ、行政手続のオンライン化の推進を図るため、押印、書面規制、対面規制のそれぞれについて、次のとおり整理。

(1) 押印の見直し

- ・道の権限で見直し可能なものは、原則「押印を廃止」
※特に厳格な意思確認が必要な手続に限り、実印の押印（併せて印鑑証明書の提出）の取扱いを継続

(2) 書面規制の見直し

- ・道の権限で見直し可能なものは、原則「書面による提出の義務付けを廃止し、電子メール等による申請も可能」とする
※住民票等の原本や図面などについては、当面、書面提出の取扱いを継続

(3) 対面規制の見直し

- ・道の権限で見直し可能なものは、原則「対面規制を廃止」
※本人確認が必要な免状の交付時などに限り、対面を義務付ける取扱いを継続

(4) 見直しの実施時期

- ・要領改正や運用の見直しによるもの →令和3年1月
- ・条例・規則改正を伴うもの →令和3年4月
- ・その他、特別の事情があるもの →別途見直し時期を設定
（例）公金収納のキャッシュレス化の開始時期（令和4年4月）に合わせて廃止など

4 今後の進め方

- ・国の法令等を根拠とする手続については、国の見直しの動きに合わせ、順次、見直しを実施。
- ・補助金の交付、会計等に関する事務、事業を実施した後の報告や登録事項の変更届などの許認可等以外の手続については、「見直しの考え方」を基本として、見直しに着手。
- ・住民票等の原本や、図面や写真などデータ容量が膨大な添付書類の取扱いについては、添付書類自体の必要性、廃止や減量化などについて、別途検討。

5 押印・書面規制・対面規制の見直しの考え方（根拠別）

別紙1～3のとおり

● 「押印」の見直しの考え方（根拠別）

分類	見直し区分 「○」廃止、「△」協議により廃止、「×」当面廃止不可 対応の考え方		見直し 時期
	(1) 法令等による規制があるもの		
①道の権限で見直しが可能なもの			
i 条例を根拠	○	道の規定であり、道の権限で見直しが可能であるため、原則廃止 ※一部、厳格な意思確認を行うため、実印・印鑑証明を継続	R3.4月
ii 規則を根拠			R3.4月 (一括改正)
iii 要綱、要領等を根拠			R3.1月
iv 委託先等が定める取扱いを根拠	△	委託先との協議等により廃止可	協議後 速やかに
②道の権限で見直しができないもの			
i 国の法令等を根拠	×	国の法令改正等が必要	国等の動きに 合わせ見直し
ii 国の認可を要する規則等	×	規則改正には国の認可が必要	
iii 全国一律的な取扱い	×	他県と取扱いが異なることで道内の申請者に不利益等が生じるおそれ	
iv 国の通知、要領、ガイドライン等を根拠	×	一般的に法的拘束力はないが、実質的には国が定めているもの（見直しに向けた国の考えを聴取）	
(2) 法令等の根拠がないもの			
①慣例、任意様式等による規制	○	法令等の根拠がなく、道の権限で見直しが可能であるため、原則廃止	R3.1月
計			

●「書面規制」の見直しの考え方（根拠別）

分類	見直し区分 「○」廃止、「△」協議により廃止、「×」当面廃止不可		見直し時期
	対応の考え方		
(1) 法令等による規制があるもの			
①道の権限で見直しが可能なもの			
i 条例を根拠	○	道の規定であり、道の権限で見直しが可能であるため、原則廃止	R3.4月
ii 規則を根拠			R3.4月 (一括改正)
iii 要綱、要領等を根拠			R3.1月
iv 収入証紙の貼付を要する申請書			R4.4月
v 委託先が定める取扱いを根拠		△	委託先との協議等により廃止可
②道の権限で見直しができないもの			
i 国の法令等を根拠	×	国の法令改正等が必要	国等の動きに 合わせ見直し
ii 国の認可を要する規則等	×	規則改正には国の認可が必要	
iii 全国一律的な取扱い	×	他県と取扱いが異なることで道内の申請者に不利益等が生じるおそれ	
iv 国の通知、要領、ガイドライン等を根拠	×	一般的に法的拘束力はないが、実質的には国が定めているもの（見直しに向けた国の考えを聴取）	
(2) 法令等の根拠がないもの			
①慣例、利便性等による規制	○	法令等の根拠がなく、道の権限で見直しが可能であるため、原則廃止	R3.1月
計			

●特に取扱いを定めるもの

印鑑証明書、住民票などの各種証明書等、図面	×	他機関が発行する各種証明書等や図面については、電子的取扱いができないため、現状では、廃止不可	—
-----------------------	---	--	---

● 「対面規制」の見直しの考え方（根拠別）

分類	見直し区分 「○」廃止、「△」協議により廃止、「×」当面廃止不可 対応の考え方		見直し 時期
(1) 法令等による規制があるもの			
①道の権限で見直しが可能なもの			
i 要綱、要領等を根拠	○	道の規定であり、道の権限で見直しが可能であるため、原則廃止	R3.1月
ii 委託先が定める取扱いを根拠	△	委託先との協議等により廃止可	協議後 速やかに
②道の権限で見直しができないもの			
i 国の法令等を根拠	×	国の法令改正等が必要	国の動きに 合わせ見直し
ii 国の通知、要領、ガイドライン等を根拠	×	一般的に法的拘束力はないが、実質的には国が定めているもの（見直しに向けた国の考えを聴取）	
(2) 法令等の根拠がないもの			
①慣例による立会			
i 慣例による提出時の立会	○	電子申請その他の方法による提出で足り、立会を義務付ける理由がない	R3.1月
ii 申請書の補正等を行うための提出時の立会		申請書の補正等は、事前相談や提出後での対応で足り、立会を義務付ける理由がない	
②安全性等の確認のための現地調査			
i 施設や土地の安全性等の確認のための現地調査に伴う立会	×	危険物を取扱う施設や、開発行為など、施設や土地の安全性等を確認するための現地調査であり、現状、他の代替手段がなく、廃止不可	—
ii 物品、機器等の適正性の確認のための現地調査に伴う立会		医薬品や医療機器などの取扱いの適正性を確認するための現地調査であり、現状、他の代替手段がなく、廃止不可	
③試験・検査等の実施に伴う立会			
i 資格試験の実施	×	公的な資格取得のための試験など、試験会場での本人確認が必要	—
ii 機器等の検査		計量器の検査など、機器を実際に作動させるなどして行う検査が必要	
④免許等の交付に伴う立会	×	医療業務の従事者資格など、住民の安心・安全のため、本人への確実な交付が必要	—
⑤料金徴収に伴う立会	×	施設への入場の際に支払われる利用料金等で、現地での受領が必要	—
計			

契約手続における請求書等の押印見直しについて

道では、行政分野におけるデジタル化・オンライン化に向けた押印等の見直しの取組として、事業者の方から提出いただく請求書等について押印を省略できることとし、電子メールによる提出を可能としましたので、お知らせします。

1 押印が不要となる書面等

- (1) 請求書
- (2) 見積書
- (3) 契約手続上、提出いただく通知書・報告書など
(例) 業務責任者の通知、業務完了の通知

(注意事項)

- ① 「請求書」や「見積書」の押印を省略する場合は、請求書等余白に次の例を参考として「本件責任者及び担当者の氏名・連絡先」を記載してください。

【記載例】

	氏名	連絡先
本件責任者	〇〇 〇〇	※※※-※※※-※※※※
担当者	〇〇 〇〇	※※※-※※※-※※※※

- ② 請求書等を電子メールにより提出する場合は、道の契約担当課（提出先）に提出方法、メールアドレス等を確認の上、提出してください。
- ③ 法令の定め等により、「契約書」、「入札書」、「委任状」等は、今後も押印が必要です。

2 実施時期等

令和3年4月1日以降に提出いただく請求書等を対象とします。